

## 平成31年第3回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成31年3月1日（金曜日） 14時00分～14時50分

場 所： 佐伯市役所 6階 第2委員会室

出席農業委員： 1番 山田 定男 2番 小野 美智子 3番 市川 一清 4番 簗戸 猪文  
5番 狩生 哲廣 6番 黒岩 眞由美 7番 刃田 寿志 8番 田嶋 義生  
9番 高畠 千恵美 10番 御手洗 大悟 11番 小野 隆壽 12番 吉良 勝彦  
13番 工藤 雄一 14番 谷川 享宏 15番 塩月 吉伸 16番 河野 周一  
17番 三又 勝弘

出席農地利用最適化推進委員：佐伯3区 安藤 博 佐伯4区 山田 裕也 佐伯5区 清水 秀人  
佐伯6区 宮脇 壯次 佐伯9区 林 寛 佐伯11区 後藤 彰 本匠1区 川野 源治  
宇目1区 岡田 安代 宇目2区 矢野 弥平

事務局：事務局長 穴見 哲男 総括主幹 染矢 公博 副主幹 山田 祐郎 事務員 井上 真吾  
農林課：総括主幹 下川 秀文 副主幹 泉 由香

### 議事日程

- 第1 欠席委員の報告
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第4 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）  
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）  
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）

事務局長：定刻となりましたので、ただいまから平成31年第3回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員17名中、本日の会議の出席は17名全員となっております。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、27名中9名の推進委員の方に出席をいただいております。次に、先月の大分県知事許可案件につきましては、2月25日付けで2件を除き許可となっておりますことを報告いたします。それでは会長挨拶をよろしく申し上げます。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第4条により会長が議長となりますので、会長に議事の進行をよろしく申し上げます。

議 長：それでは、議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名したいと思います。4番の箕戸委員さん、それと5番の狩生委員さんをお願いいたします。それでは事務局から議案書の説明をお願いいたします。

事務局長：議案に入る前に議案書の2ページ、それから5ページの方を開いてください。4番が昨日不幸誤差があったということで申請者の方から取り下げという申し出がありましたので、その分を取り下げておりますので、2ページの第5条の件数が3件になり、畑の所が1,041㎡の所が849㎡になり、合計が849㎡。それから総合計の所で件数が10件、畑の所の6,998㎡が6,806㎡、その総合計の12,657.18㎡が12,465.18㎡というふうに訂正をよろしく申し上げます。それでは議案書の2ページから入ります。農地法第3条の件数は5件、田が3,811.18㎡、畑が5,741㎡、合計面積が9,552.18㎡。農地法第4条の件数が2件、田が1,848㎡、畑が216㎡、合計面積が2,064㎡。農地法第5条の件数が3件、田が0㎡、畑が849㎡、合計面積が849㎡。合計件数が10件、田が5,659.18㎡、畑が6,806㎡、総合計面積が12,465.18㎡、以上提案いたしますのでよろしく申し上げます

議 長：ただいま事務局から3条、4条、5条について提案がございました。それでは議事に入りたいと思います。第7号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：それでは説明させていただきます。申請地の位置につきましては、配布しております管内図と住宅地図を御参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は、議案書のとおりでございます。それでは3条の1について説明させていただきます。住宅地図の冊子1、2ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地及び農地です。譲受人は、自己所有農地で米や野菜類を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は譲受人夫婦と子の3人でやっているとのこと。農地取得後は、粟を作るとのこと。取得後の耕作面積は192.14aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後、引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：担当の山田推進委員さんお願いします。

佐伯4区推進委員：特に問題はないと思います。

議 長：特に問題ないとのことです。これから審議に入りたいと思います。3条の1番について質疑、意見等ございましたらお願いいたします。（ありません、の声あり）ないとの意見がございましたのでこれより3条の1番について取りまとめたいと思います。3条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして3条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の2について説明させていただきます。住宅地図の冊子3ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は、自己所有農地で野菜類や果樹栽培をしているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人夫婦と子の3人で行っているとのことです。農地取得後は、米の生産を行うとのことです。取得後の耕作面積は66.90aで佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後農業を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

議 長：続いて担当の林推進委員さんお願いいたします。

佐伯9区推進委員：問題ないと思います。

議 長：担当の推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。3条の2番についてどなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで3条の2番を許可したいと思います。続きまして3条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の3番について説明させていただきます。住宅地図の冊子4ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、自己所有農地で米や野菜を作っているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人夫婦の2人で行うとのことです。農地取得後は、米の生産を行うとのことです。取得後の耕作面積は52.89aで、本匠地域の下限面積30a以上となります。今後、作業を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

議 長：事務局意見書を読み上げてください。

事務局：担当の推進委員からは特に問題ない旨の意見書が提出されています。

議 長： 推進委員さんからも特に問題なしとの意見書が提出されております。それでは3条の3番についてどなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので3条の3番を取りまとめたいと思います。3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで3条の3番を許可したいと思います。続きまして、3条の4番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:続いて3条の4番について説明させていただきます。住宅地図の冊子5ページをご覧ください。今回の申請は、贈与による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は、自己所有農地で米やミカンを作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は主に譲受人夫婦、両親、弟の5人で行っているとのこと。農地取得後は、大豆や柿、ビワ等を作るとのこと。取得後の耕作面積は110.84aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後、耕作を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長： 続いて担当の清水推進委員さんお願いいたします。

佐伯5区推進委員：特に問題はありません。

議 長： 推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。3条の4番についてどなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして、3条の5番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:続いて3条の5番について説明させていただきます。住宅地図の冊子6ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、借入農地で米、青パパイヤを作っているとのこと。農業経営に必要な農機具はリースを予定しています。栽培は主に譲受人夫婦の2人で行っているとのこと。農地取得後は、青パパイヤを生産するとのこと。取得後の耕作面積は44.15aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後、耕作を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長： 続きまして担当の宮脇推進委員さんお願いいたします。

佐伯6区推進委員：別に問題ございません。

議 長： 担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより3条の5番について意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。3条の5番について賛成される方の挙

手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで3条の5番を許可したいと思います。続きまして、第8号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局1番から説明をお願いいたします。

事務局：4条の1について説明いたします。お配りしている地図の7ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。植林用地としての用途による申請ですが、昭和50年頃から許可を得ずに杉を30本植林しました。現在も杉が植わっており、今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに植林をすることはありませんので、周囲への被害はありません。また、水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のカの(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議長：担当の山田推進委員さんお願いいたします。

佐伯4区推進委員：追認申請ということなので、特に問題ないと思います。

議長：担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。4条の1番について意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして4条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の2について説明いたします。地図の8ページをご覧ください。申請地は農業振興地域内にある農用地の田です。農地造成用地としての用途による申請です。申請地は河川に隣接しており増水時には水が流れ込むことや周辺の田が不耕作の状態が続いていたため、田としての利用が困難となりました。申請地では1mのかさ上げを行います。隣接する畔や公衆用道路と高さを合わせるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。造成後は、畑として利用し、粟を作付けする計画です。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcの(a)の農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

議長：担当の岡田推進委員さんお願いいたします。

宇目1区推進委員：問題ないと思います。出来たら後は粟を植えるそうです。

議長：4条の2番について審議をしたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ございませんか。(ありません、の声あり)問題なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで4条の2番については承認したいと思います。続きまして第9号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。それ

では事務局1番より説明をお願いいたします。

事務局:5条の1について説明いたします。地図の9ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。貸駐車場用地としての用途による申請です。申請地付近には佐伯事務機株式会社の事務所がありますが、駐車場が不足しており、日常的に路上に停めておりました。そのため申請地の隣に住んでいる譲受人が土地を取得し9台分の貸駐車場として利用しようと考えました。造成工事についてですが、隣接地に対してはブロック塀を設置するため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可をすることが出来るに該当します。

議長:担当推進委員さんが欠席ですので事務局意見書の読み上げをお願いいたします。

事務局:担当の波戸崎推進委員からは問題ない旨の意見書をいただいております。

議長:それでは5条の1番について審議に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:5条の2について説明いたします。地図の10ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の家族が増えたことにより現在の借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。建築面積57.96㎡、木造2階建ての住宅を建築する計画です。申請地では、造成工事を行います。周囲をコンクリート擁壁で囲むため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は合併浄化槽を設置します。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のカの(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議長:続きまして担当の安藤推進委員さんをお願いいたします。

佐伯3区推進委員:この方は市内に住んでいるんですが、両親の傍に家を建てるということで、今後農業を暇な時に手伝っていくような話をしていました。周囲を写真で見てもわかりますが、向こうが山林でこちら側は住宅が建っております。悪影響を及ぼすことはないと思われますので問題ないと思われます。

議長:担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の2番について質疑、意見等求めたいと思います。挙手をもってお願いいたします。ございませぬか。(あり

ません、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして5条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:5条の3について説明いたします。地図の11ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。植林用地としての用途による申請です。申請地は、譲受人宅に隣接しており、これまで譲受人が管理をしてきましたが、自ら取得し、管理をするとともに木材のためのクヌギを植林したいという考えから今回申請を提出しました。申請地は隣接地から1段低くなっており、また、間隔を開けて植林するため営農への支障はないと思われます。また、水利権はありません。許可基準は、第2種農地の許可要件に該当します。

議長:続いて担当の出納推進委員さんの意見書の読み上げをお願いします。

事務局:担当の出納推進委員からは問題なしとの意見書をいただいております。

議長:担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見書が提出されております。これより5条の3番について審議に入りたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。3条の5件については佐伯市農業委員会は許可したいと思います。4条の2件、5条の3件については多数の意見を付して知事に進達したいというふうに思います。これより40分まで休憩したいと思います。

(休憩)

議長:再開します。その他の議案に入りたいと思います。それでは農用地利用集積計画(案)について農林課の泉さんお願いいたします。

農林課:こんにちは。農林課の泉です。よろしく申し上げます。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画(案)として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は83件となっております。お手元の農用地利用集積計画(案)の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間1年が6筆で6,054㎡、契約期間3年が1筆で1,637㎡、契約期間5年が23筆で24,158㎡、契約期間10年が53筆で56,469.11㎡、これらを合計しますと83筆で88,318.11㎡となっております。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますので御確認をお願いいたします。利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程農用地利用配分計画(案)の方で説明がございました。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われ

ますので、御審議の程よろしく願いいたします。

議 長：ただいま農用地利用集積計画（案）について説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないですか。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。農用地利用集積計画（案）について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思えます。続きまして利用権設定の推進について（お願い）について農林課泉さんお願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起しをお願いしているところではありますが、満期到来者分については、該当される委員の方にリストを添付しておりますので、再設定の際に相談を受けた場合には御協力の程よろしく願いいたします。なお、設定用紙が必要な場合は御連絡いただければお届けいたしますので御連絡をお願いいたします。今回の書類の締め切りを3月20日水曜日とさせていただきます。農林課又は各振興局まで御提出をお願いいたします。以上よろしくお願いいたします。

議 長：今月の締め切りは3月20日となっておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして農用地利用配分計画（案）についてを農林課の下川総括主幹お願いいたします。

農 林 課：皆様こんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしくお願いいたします。皆様のお手元に配布をしております資料、農用地利用配分計画（案）に沿って説明をさせていただきます。1枚目の裏面をご覧ください。今月の案件は、平成31年5月1日開始分となります。契約期間5年、田、11筆、面積14,033㎡、畑、1筆、面積111㎡、計12筆、14,144㎡、契約期間5年11ヶ月、田、4筆、面積2,567㎡、この農地につきましては、平成27年4月から契約をされておりますが、借受者が後継者に経営移譲するために一度解約をしまして後継者と新たに再契約するものとなっております。このため契約期間につきましては、前借受者からの残りの期間ということで5年11ヶ月となっております。契約期間10年、畑、47筆、49,781.11㎡、今月の合計は、田、15筆、面積16,600㎡、畑、48筆、面積49,892.11㎡、合計63筆、面積66,492.11㎡となっております。詳細につきましては農用地貸付調書を添付しておりますので、2枚目以降をご覧ください。簡単でございますが以上で説明を終わりますので御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農用地利用配分計画（案）について農林課より説明がございました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないですか。1つだけ総括主幹にお聞きしたいことがあるんですが、国会の中で農用地利用配分計画と集積計画、業務の簡素化ということで一本化しようということを決議されたんですけれども、いつ頃から一本化になる予定なんですか。

農 林 課：うちの方も先週この件について会議があったばかりでまだ詳しい読み込みはしておりません。ただ、今会長がおっしゃるとおりに、期間を短縮するということで集積計画と配分計画を一緒にするというような案が出ておりますので、私の方も勉強させていただきたいと思えます。い



つからというのは今把握しておりません。

議 長：わかりました。それでは取りまとめたいと思います。農用地利用配分計画（案）について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。それでは、閉会をしたいと思いますので副会長の方にマイクを渡します。

17 番委員：これもちまして、第 3 回佐伯市農業委員会総会を終了いたします。お疲れさまでした。

（14 時 50 分閉会）